

機密保持に関する覚書

(以下「甲」という。)と株式会社ワイ・イー・シー (以下「乙」という。)とは、乙が知り得た甲及び甲の御客様の業務情報、技術情報、個人情報等の情報 (以下総称して「機密情報」という。)の取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

第1条 (目的)

乙は、本覚書で規定された各条項を誠実に履行し、機密情報の機密保持に努め、公正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条 (機密保持管理及び機密情報の複製制限)

- 乙は、善良なる管理者の注意をもって、機密情報の厳重な保管に努めるものとする。
- 乙は、業務遂行に必要な範囲内でのみ、機密情報を複製できるものとする。

第3条 (機密情報の取り扱い)

- 乙は、機密情報を自社の機密情報と隔離した保管場所と管理責任者を定めるものとし、管理責任者の承認なくして機密情報を持ち出さないことを、関係者に遵守させるものとする。
- 乙は、機密情報を第三者に開示する必要が生じた場合、たとえ当該第三者が乙の子会社又は協力会社であっても、書面により事前に相手方の承認を得るものとする。
- 乙が、前項に基づいて機密情報を第三者に開示する場合、本覚書の規定により定められた機密保持の責務と同等の義務を第三者に負わせるものとし、それを証するため第三者との間で合意書面を取り交わすものとする。

第4条 (機密情報の返還)

乙は、甲から要求があった場合又は契約が終了した場合、機密情報を速やかに返還又は破棄するものとする。

第5条 (権利義務の譲渡の禁止)

乙は、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、本覚書により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させないものとする。

第6条 (損害賠償)

乙は、本覚書に違反し甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責に任ずる。その賠償金額は、業務を委託するに当たり甲が乙へ支払った金額 (但し業務の委託に際し販売代理店を契約上経由している場合は当該機密情報を取り扱う業務を委託するに当たり甲が販売代理店に支払った金額に読み替えるものとする) を上限とする。但し、天変地変、その他の不可抗力によって生じた損害、甲の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は、含まれないものとする。

第7条 (有効期間)

本覚書は、本覚書締結の日以後、業務終了まで効力が続くものとする。

第8条 (疑義)

本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙互いに誠意をもって協議の上決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印